

平成17年第14回県教育委員会会議
教 育 長 報 告

1 報 告 事 項

沖縄県公立学校に係る希望による降任制度実施要綱の制定について

2 事 項 の 説 明

(1) 制度の趣旨及び目的

学校の管理職としての職務を遂行するに当たり、次に掲げる理由により、管理職としての職責を十分に果たすことができない者等が降任を希望する場合には、その降任を認めることにより、当該職員の心身の負担軽減、職務遂行能力の最大限の発揮及びより組織的・機動的な学校運営を図ることを目的としたものである。

- ① 当人の疾病等により、管理職としての職務遂行能力に不安を感じている者
- ② 家族の介護等、当人の家庭事情により、管理職としての職務遂行能力を十分に発揮できないと感じている者
- ③ その他やむを得ない諸般の事情により、管理職としての職責を果たすことが困難と感じている者

(2) 経緯及び必要性

これまで学校の管理職が降任を希望した場合の手続きが示されてなかったため、今回、希望降任の手続き等を明文化し、要綱を定めるものである。

(3) 対象職員及び降任内容

職員の区分		降任を希望できる職
校 長	→	教頭若しくは教諭
教 頭	→	教諭
事務長	→	事務主査

(4) 実施方法等

- ① 降任の希望の申し出は、「降任希望願」（別紙様式）を沖縄県教育委員会に提出して行うものとする。
- ② 降任の決定については、本人の希望を最大限尊重し、沖縄県教育委員会が決定する。
- ③ 降任の発令については、原則として定期人事異動に併せて4月1日付けとする。

(5) 再昇任について

降任の事由が解消し、再度昇任を希望する場合は、他の管理職受験者と同様に管理職候補者選考試験を受験するものとする。

沖縄県公立学校に係る希望による降任制度実施要綱

(平成17年11月28日県教育長決裁)

(目的)

第1条 本人の希望による降任を認めることにより、当該職員の心身の負担軽減、職務遂行能力の最大限の発揮及びより組織的・機動的な学校運営を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 沖縄県公立学校において、校長、教頭又は事務長の職にある者とする。

(降任の内容)

第3条 校長にあつては、教頭若しくは教諭のうち本人の希望する職、教頭にあつては教諭、事務長にあつては事務主査とする。

(希望の申し出)

第4条 降任の希望の申し出は、「降任希望願」(別紙様式)を所属長を経由して沖縄県教育委員会に提出して行うものとする。

(降任の決定)

第5条 本人の希望を最大限尊重し、沖縄県教育委員会が決定する。

2 降任の発令は、原則として定期の人事異動時とする。

(給料の決定)

第6条 降任した者の給料月額の設定は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)により行うものとする。

(再昇任)

第7条 降任した者が再度昇任を希望する場合は、管理職の選考方法によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については沖縄県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年12月14日から施行する。

(別紙様式1)

降 任 希 望 願

沖縄県教育委員会 殿

私は、下記の事由により降任希望を申し出ます。

【希望する職】 :

【希望する事由】:

平成 年 月 日

所属・職

氏名

印

【校長所見】

平成 年 月 日

所属・職

氏名

印

(別紙様式2)

降任希望に係る意見書

沖縄県教育委員会 殿

降任を希望している職員

所属

職種

氏名

【教育長意見】

平成 年 月 日

所属・職

氏名

印

【教育事務所長意見】

平成 年 月 日

所属・職

氏名

印